

海軍公報 (部内限) 第三千九百九十六號

昭和十七年一月十七日 (土)
海軍大臣官房

○通牒

兵備勞第三四號

昭和十七年一月十七日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

國民徵用扶助規則實施ニ關シ通報交換ノ件
申進

首題ニ關シ別紙ノ通厚生次官ヨリ照會有之候條可然通
報相成度

(別紙)

厚生省發職第一九九號

昭和十六年十二月二十三日

厚生次官

海軍次官殿

國民徵用扶助規則實施ニ關シ通報交換ノ件

國民徵用扶助規則實施ニ關シ別紙ノ通報ノ交換ヲ爲

海軍公報 (部内限) 第三千九百九十六號

昭和十七年一月十七日

四七

スコトト致度候條御了承ノ上關係ノ向ニ可然御示達方
御取計相煩度及照會候

國民徵用扶助規則實施ニ關シ陸海軍ト
通報交換ノ件

- 一 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長ハ其ノ使用スル被徵用者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地市町村長ニ其ノ旨通報セラレタキコト
- 二 扶助ノ申請アリタルトキハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官又ハ住所地市町村長ヨリ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長ニ「被徵用者ノ徵用ニ關スル事項」ニ付照會ヲ爲スベキニ付之ガ照會ヲ受ケタルトキハ調査ノ上直ニ通報セラレタキコト
- 三 扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官ニ於テ扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シ

0493

タル官衙ノ長ニ其ノ旨通知ヲ爲スベキコト

四 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長ハ其ノ使用スル被徵用者ニシテ扶助ヲ受クル家族ヲ有スルモノガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其ノ旨通報セラレタキコト

(一) 支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラルルトキ

(二) 國民徵用扶助規則第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ

(三) 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ニ付徵用ヲ變更セラレタルトキ

五 前第一號、第二號及第四號ニ依ル通報ハ別表様式ニ準ジ之ヲ爲サレタキコト

(様式添)

(參照) 昭和十六年十二月二十二日官報厚生省令第六十八號國民徵用扶助規則)

○ 辭 令

中山 忠治郎
山縣 文樹

(各通)

愛甲 温彦	大長 弘	山下 清高	大山 源七郎	山越 富雄	山田 昇一郎	中島 丈夫	奥村 豊	井出 伊武	守田 長兵衛	山下 涌資	小畑 政次	伊藤 文久	大沼 滿	大田原 尙清	増田 宏夫	日下 賢城	渡邊 武治	小出 英忠	片山 傳	渡邊 友好
-------	------	-------	--------	-------	--------	-------	------	-------	--------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	------	-------

0494

海軍豫備學生(飛行科)ヲ命ス(七五海軍省)

第百一海軍工作部 海軍主計中佐 大田 文三郎

第百三海軍軍需部 海軍主計大尉 篠原 英夫

第百三海軍病院 海軍主計大尉 篠原 英夫

各頭書ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

坪井 庸三
杉山 祥一
牧野 勇進
井手 伊南男
大久保 光輝
高田 亮
高木 昇
徳 永 章
伊藤 彦吉
中原 道雄
西森 秀夫
逢澤 芳男
鈴木 博
永田 預志也
加藤 駿平

海軍主計兵曹長 鮫島 宗則

有明、夕暮ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(以上前支出官海軍省經理局長)

海軍主計兵曹長 谷口 司一

第百一海軍軍需部ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(七四同)

海軍主計中尉 多木 哲夫

第九設營班ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(七四同)

海軍中佐 鈴木 忠良

同 菊岡 徳次郎

同 稻田 良人

海軍少佐 寺嶋 昌善

同 中村 辰二

同 中尾 熊太郎

同 長井 弘介

同 佐藤 祐生

海軍機關大佐 岸川 覺雄

海軍機關中佐 鈴木 俊郎

同 和田 五郎

(各通)

海軍公報(部内限) 第三千九百九十六號 昭和十七年一月十七日

四九

0495

海軍機關少佐 中村 威
海軍機關大尉 川口 榮一
海軍用語調査委員會臨時委員ニ指定ス(昭和十六年十一月二十三日)
軍用語調査委員會委員長)

○ 雜 款

○書類發送先
自今左ニ依リ發送相成度

一月十九日迄ニ到達見込ノモノハ

海軍省構内第百一經理部假事務所

一月二十四日迄ニ同

佐世保海軍經理部内 右 同

其ノ後ハ 佐世保郵便局第百一海軍經理部

(第百一海軍經理部)

○試験問題送付ノ件

當隊當分ノ間單獨試驗施行ノ豫定ニ有之候ニ付各種練習生試験問題(參部)ハ「朝鮮慶尙南道鎮海郵便局氣付驅逐艦芙蓉司令宛」直送方取計相成度

(第三十二驅逐隊)

0496

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第三千九百九十七號

海軍大臣官房

昭和十七年一月十九日(月)

○ 令 達

官房第二五四號

昭和六年官房第三三五六號中左ノ通改正ス

昭和十七年一月十九日

海軍大臣

第二號艦營需品ノ項中範圍ノ欄末尾ニ左ノ如ク加フ
海軍軍需部(特設海軍軍需部、軍需部支部及軍需支
庫ヲ含ム)ニ於テ保安上緊急整備ヲ要スル物品(昭
和十六年官房第六七三二號)

(參照) 昭和六年官房第三三五六號ハ艦營需品燃料及治療品ノ繰替
供給ヲ爲シタル場合ノ取扱方ノ件ナリ(會計法規類集四卷
二二七頁參照)

官房機密第七三一號

當分ノ間高等科整備術練習生ノ修業期間ヲ約八ヶ月ニ
短縮スルコトヲ得

昭和十七年一月十九日

海軍大臣

○ 辭 令

(各通)

海軍大佐 堀江義一郎(艦本)
海軍中佐 佐藤 佐(同)
海軍豫備大尉 篠田 勇(毛驅潛)

第二十七號驅潛艇審議委員ヲ命ス

海軍技師 米元 竹平(艦本監)
同 田坂 覺造(同)
同 菊池 正人(同)

(各通)

海軍大佐 堀江義一郎(艦本)
海軍中佐 池端 鉄郎(同)
同 田中 正雄(同)
海軍少佐 黒木 照男(軍務)
同 岩城 繁(軍令)
同 上田 博(艦本)
海軍機關中佐 山上 實(同)
海軍機關少佐 埴田 清勝(同)
海軍造船大尉 石橋 福次(艦本監)
海軍技師

海軍公報(部内限) 第三千九百九十七號

昭和十七年一月十九日

五一

0498

同 大野 英雄(同)
 同 小野寺 廣介(同)
 第一號掃海特務艇審議委員ヲ命ス(以上^{十五}海軍艦政本部)

○雜款

○郵便物發送先
 自今左ニ依リ發送相成度

横須賀郵便局氣付 五〇五貳

(第二十四航空戰隊司令部)

○定期航空輸送ニ關スル件
 横鎮第一八九六號(横鎮公報(部内限)十二月三日、海軍公報(部内限)十二月十一日所載)ニ依ル定期航空便ハ一月十二日以降發着地木更津ヲ羽田ニ改メラレ當隊トハ無關係トナリタルニ付爾今人員貨物輸送ニ關シテハ横須賀鎮守府副官部又ハ海軍航空本部總務部ニ照會相成度

(木更津海軍航空隊)

○正誤
 一月十五日部内限公報三九頁下段三行目「得」ノ下ニ四行及五行ハ續クモノトス

0499

(限 内 部)

海軍公報(部内限)第三千九百九十八號

昭和十七年一月二十日(火)
海軍大臣官房

○令 達

官房第二八八號
昭和十六年官房第六七〇七號ニ依ル第二十三海軍軍用郵便所ハ一月十日ヨリ事務ヲ開始ス
昭和十七年一月二十日
海軍大臣

(昭和十六年十二月二十六日本欄参照)

○通 牒

官房第二八九號
昭和十七年一月二十日
海軍省 副官
關係各廳長殿
事變關係市外通話優先取扱ニ關スル件通牒
昭和十四年三月三十日附官房第一六四號首題通牒中左記ノ通改メラレ候

追テ本取扱ハ近時甚ダシク激増シ爲ニ却テ其ノ價值減少スル虞有之趣ニ付自今万己ムヲ得ザルモノ以外ハ取扱ハザル方針ニ付了知相成度

記

東京監督官事務所ノ電話番號「九段二五二番」ヲ「九段四二八一番」ニ改メ左ノ如ク追加ス

相手應名	電話番號	相手應名	電話番號
横須賀海軍工廠	横須賀 八番	吳海軍工廠	吳 五一六一番
同造兵部	田浦二五八番	神戶海軍監督官事務所	兵庫 二七番
吳鎮守府	吳五一〇一番	横須賀海軍需部	横須賀 九番
海軍技術研究所	大崎 三一〇一番	海軍航空部	田浦 三六二番
		海軍技術研究所	平塚 二二二番
		化學研究所	

海軍公報(部内限)第三千九百九十八號 昭和十七年一月二十日

五三

0500

大湊海軍經理部
員海軍主計大尉

芝 直昭

艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計少佐 小笠 熊男

右同分任出納官吏ヲ免ス(以上昭和十七年支出官海軍省經理局長)

(各通)

岡安 晴昌
市野 恒吉

海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬月額四拾圓ヲ給シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル

第二課附ヲ命ス(昭和十七年海軍運輸部)

○ 雜 款

○司令砲艦變更

第一砲艦隊司令ハ一月十日司令砲艦ヲ慶興丸ニ變更セリ

○便郵物發送先

自今左ニ依リ發送相成度

佐世保便郵局氣付 那智山丸工作部

(第十一特別工作部)

○事務所移轉

第十一特別工作部ハ昭和十七年一月二十日海仁會佐世保集會所ヨリ那智山丸ニ移轉セリ

○正誤

本月十七日辭令欄中「海軍少佐寺嶋昌善」ハ「同寺嶋昌善」ノ、「同佐藤祐生」ハ「海軍少佐佐藤祐生」ノ孰モ誤

海軍公報(部内限)第三千九百九十八號 昭和十七年一月二十日

五五

0502

海軍公報

(部内限) 第三千九百九十九號

昭和十七年一月二十一日(水)

海軍大臣官房

0503

(限 内 部)

○ 辭 令

第一課勤務ヲ命ス(海軍省軍需局) 海軍少佐 岡本 孝一

第百一海軍經理部ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(海軍省支田官 海軍省經理局長)

○ 雜 款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度
一月二十五日迄ニ到達見込ノモノハ
佐世保海軍病院内 第百一海軍病院
其ノ後ハ 佐世保郵便局氣付
(第百一海軍病院)

○書類發送ニ關スル件照會
當隊ハ任務行動ノ關係上庶務、給與事務共濱田隊ト別

個ニ處理致居候條關係令達、配布書類等總テ左ニ依リ別ニ一通ヲ濱田隊宛發送ヲ得度

海軍荒木部隊
高雄海軍航空隊氣付 海軍荒木部隊
海軍荒木部隊濱田隊
高雄海軍航空隊氣付 海軍荒木部隊濱田隊
(第一 航空隊)

○事務開始竝ニ移轉
第百一海軍病院ハ一月二十日海軍省醫務局内ニ於テ事務ヲ開始シ同二十一日佐世保海軍病院内ニ移轉ス

○工場開設
第十一海軍航空廠器材部小松島補給工場ヲ一月十日徳島縣那賀郡坂野町ニ開設ス
追テ下車驛ハ徳島縣小松島驛尙郵便物ハ徳島縣小松島郵便局氣付

○事務所撤去
第百一海軍經理部事務所ヲ一月十九日撤去セリ

海軍公報(部内限) 第三千九百九十九號 昭和十七年一月二十一日

五七

(限 内 部)

海軍公報(部内限)第四千號

○令 達

官房機密第一五號ノ三六
昭和十七年一月二十日

海軍大臣

横須賀、吳、鎮守府司令長官
佐世保、舞鶴
大湊、鎮海、警備府司令長官
馬公、海南
兵器簿ノ件通達
兵器簿整備長主管ノ部中品名ヲ左ノ通改正ス

昭和十七年一月二十二日(木)

海軍大臣官房

新 品 名	數 稱	舊 品 名	數 稱	記 事
一式陸上攻撃機	機	一式陸上攻撃機々々	基	完備機扱フ必要トスルニ付(以下同ジ)
九六式陸上攻撃機	機	九六式陸上攻撃機々々	基	
同	機	同	基	
九七式一号艦上攻撃機	機	九七式一号艦上攻撃機々々	基	
九七式二号艦上攻撃機	機	九七式二号艦上攻撃機々々	基	
九七式三号艦上攻撃機	機	九七式三号艦上攻撃機々々	基	
九九式艦上爆撃機	機	九九式艦上爆撃機々々	基	
零式一号艦上戦闘機	機	零式一号艦上戦闘機々々	基	

海軍公報(部内限)第四千號 昭和十七年一月二十二日

0504

同	二型	機	同	二型	基
九八式陸上偵察機	一二型	機	九八式陸上偵察機々々	一二型	基
同	一二型	機	同	一二型	基
零式一号観測機	一型	機	零式一号観測機々々	一型	基
零式一号水上偵察機	一型	機	零式一号水上偵察機々々	一型	基
零式一号小型飛行機	一型	機	零式一号小型飛行機々々	一型	基
九八式水上偵察機		機	九八式水上偵察機々々		基
九一式二号飛行艇		機	九一式二号飛行艇々々		基
九七式二号飛行艇	一型	機	九七式二号飛行艇々々	二型	基
同	二型	機	同	二型	基

備考

完備機トハ昭和十一年六月二十九日航本機密第一二〇七號通牒通

海軍大臣

官房機密第九〇〇號

昭和十六年官房機密第一一四三七號中左ノ通改正ス

昭和十七年一月二十二日

第一號供給擔任區分中「第一、第六特設設營班」ヲ「第一、第六、第八特設設營班」ニ、「第七特設設營班」ヲ「第七、第九特設設營班」ニ改ム
第五號ヲ第七號トシ以下順次繰下グ第四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

0505

五 設管用物品中擔任會計官吏又ハ他ノ會計官吏ヨリ供給ヲ受クルノ暇ナキモノハ前渡資金ノ範圍内ニ於テ當該特設設管班資金前渡官吏之ヲ購買スルコトヲ得

六 特設設管班ニ於テ前號ノ規定ニ依リ物品ヲ購買シタルトキハ取扱主任ハ別紙様式ノ購買物品調書ニ一通ハ納票ニ、一通ハ領收票ニ代用スヲ擔任會計官吏ニ送付シ受入ノ手續ヲ爲スモノトス

附則

本令中第八特設設管班ニ關スル規定ハ昭和十六年十二月三十一日ヨリ、第九特設設管班ニ關スル規定ハ昭和十七年一月十五日ヨリ之ヲ適用ス

(別紙添)

(參照) 昭和十六年官房機密第一一四三七號ハ特設設管班ニ要スル機械、器具及材料ノ供給及整理ニ關スル件ナリ

○通牒

經監一第一二號

昭和十七年一月二十一日

海軍省 經理局長

各支出官
各出納官吏 殿

計算證明證書調理様式ニ關スル件通牒
當分ノ間首題ノ件ニ付左記ニ依リ處理相成度

記

- 一 恒例諸給與支給調書ニ於ケル支給人員ハ之ヲ掲記セザルコト
- 二 工員、鑛員(人夫) 賃錢領收證書ニ於ケル人員ハ之ヲ掲記セザルコト
- 三 現行調理様式ニ定ムルモノノ外勞働手當以外ノ諸手當ニシテ恒例ニ屬スルモノノ證明ニ付テモ亦恒例諸給與支給調書ニ依ルコトヲ得

○辭令

○昭和十六年十二月二十七日

(各通)

敍從六位

海軍王作特務大尉	木村 長太郎
海軍特務中尉	大槻 善雄
海軍特務中尉	加波 孝四郎
海軍特務少尉	坂田 小三郎
同	福永 松太郎

海軍公報(部内限) 第四千號 昭和十七年一月二十二日

0506

海軍技師	川田 雄一
同	江口 吟三
同	橋本 啓介
同	今井 恭
同	室賀 伸太郎
同	若島 久男
同	藤野 良雄
同	永島 富雄
同	神谷 喜久壽
同	清原 叡
同	神門 芳夫
同	池田 兆祿郎
同	寺尾 貞一
同	相田 八之助
同	福本 實
海軍書記	森 榮一
同	住友 増造
同	梅村 富太郎
同	今井 友次郎
敍從七位	

(各通)

敍正七位

(各通)

海軍艦政本部造兵 監督官海軍大佐 菊山 脩五郎

神戸監理官ヲ命ス(三)海軍省)

海軍司政長官 池田 清

海南海軍特務部總監ヲ命ス(三)同)

○ 雜 款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局氣付 (第三 艦 隊)

佐世保郵便局經由 第四十一海軍軍用郵便所 (第一派出所氣付 (軍事郵便) (第三 水雷戰 隊)

佐世保郵便局經由 第四十一海軍軍用郵便所 (第一派出所氣付 (軍事郵便) (第四 潜水戰 隊)

佐世保郵便局氣付 海軍赤石部隊 (軍事郵便) (海軍 尾崎 部隊)

0507

海軍公報 (部内限) 第四千一號

昭和十七年一月二十三日(金)
海軍大臣官房

○令 達

官房第三三五號

當分ノ間海軍艦政本部會計部ヲ部内限ニ班ニ分チ左ノ
通事務ヲ掌理スルコトヲ得

昭和十七年一月二十二日

海軍大臣

(限 内 部)

- 第一條 班長及班員ヲ置キ海軍艦政本部長ノ定ムル所
ニ依リ海軍艦政本部會計部ノ職員ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二條 班長ハ會計部長ノ命ヲ承ケ班務ヲ掌ル
- 第三條 班員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第四條 第一班ハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、艦政本部關係豫算ニ關スルコト
 - 二、共濟組合政府給與金ノ調査及整理ニ關スルコト
 - 三、艦政本部關係工作廳工員ノ給與ニ關スルコト
 - 四、海軍工作廳工事費整理規則ニ關スルコト
 - 五、艦政本部關係工作廳ノ會計ノ狀況調査ニ關スル

海軍公報 (部内限) 第四千一號 昭和十七年一月二十三日

六三

- 六、艦政本部關係工作廳ニ於ケル會計部ノ諸施設ニ
關スルコト
- 七、所掌事項ノ出師準備ニ關スルコト
- 八、造船造兵監督會計官及會計關係ノ監督書記ニ關
スルコト
- 九、艦政本部製圖工場工員ノ給與及同工場用材料物
品ノ準備ニ關スルコト
- 十、統計及年報材料ニ關スルコト
- 十一、各班ノ事務ノ連絡及綜合ニ關スルコト
- 第五條 第二班ハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、造船造兵其ノ他關係契約書案ノ調製ニ關スルコ
ト
 - 二、契約ニ關スル事項ノ調査及立案ニ關スルコト
 - 三、造船造兵材料ノ調達及配給ニ關スルコト
 - 四、物資及物價ノ調査ニ關スルコト
 - 五、關係重要物資ノ配給證明及輸入證明ニ關スルコ
ト

0509

- 六 艦船及器具タル國有財産並ニ工作物タル有線通信裝置ノ管理及取扱ニ關スルコト
- 七 艦政本部關係工作廳ニ於ケル材料ノ準備及保管ノ現狀調査ニ關スルコト
- 八 關係部外工場ノ經營狀態及契約原價ノ調査ニ關スルコト

○通牒

軍務一機密第四五號

昭和十七年一月二十三日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

航空事故調査ニ關スル件申進

航空統計資料作製上必要ニ付航空作戦中生ジタル航空機ノ大破、燒失、人員ノ死傷其ノ他重大ナルモノニ付テモ海軍航空隊職員服務規程第十三條ニ準ジ概ネ左記事項ニ付報告(通報)相成度

記

一 航空機名

二 發生年月日時及場所

- 三 作戰種別
- 四 搭乗員官階氏名
- 五 損傷ノ程度
- 六 經過概略
- 七 原因
- 八 所見

兵備二機密第七一號

昭和十七年一月二十日

海軍省兵備局長

關係各部署局長
各監理長殿

特殊鋼雷給統制ニ關スル件通知

今般商工省令第二號ニ依リ首題規則發布相成候ニ付テハ海軍關係民間工場用特殊鋼ノ割當證明書ノ發行ハ當分ノ間左記ニ依リ處理スルコト相成候條了知相成度

記

一 民間受註工場契約ニ基キ特殊鋼ノ配給ヲ受ケントスルモノハ各期ノ所要額ニ付一括各四半期毎ニ當該四半期ノ二箇月前迄ニ割當申請書(記載事項ハ割當證明書ニ同ジ)一通(艦政本部、航空本部關係契約ニ在リテハ二通)ヲ當該主務部局ニ提出スルモノト

0510

(別紙様式)

第 號	資 源 名	數 量	受 配 給 者	發 行 年 月 日	備 考	發 行 官
軍需特殊鋼割當證明書						海軍省

(昭和十七年一月二十三日海軍公報(部内限))

0511

ス但シ艦政本部、航空本部關係契約ニ在リテハ監督長（首席監督官）ヲ經由スルモノトス
 前項申請書中監督官經由ノモノニ在リテハ監督長（首席監督官）審査ノ上所見ヲ附スルモノトス
 二 各部局ハ第一項期日後十五日以内ニ別紙様式ニ依ル割當證明書ヲ發行シ申請者ニ交付スルモノトス但シ艦政本部、航空本部關係契約ノモノニ在リテハ別ニ寫ヲ監督長（首席監督官）ニ送付スルモノトス
 三 別紙様式割當證明書記事欄資源名ノ記註ハ構造用鋼及工具鋼ノ二種別トシ品名ハ記入セザルモノトス
 四 昭和十六年度取得ノ分ニ付テハ昭和十七年一月二十日以後授受ノモノニ對シ直接各部局ニ割當申請書ヲ提出セシメ割當證明書ヲ交付スルモノトス
 （様式添）

○ 辭 令

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス（昭和十六年十一月十九日）
 今木 萬壽男
 海軍省
 樺太廳氣象臺技師 重富 剛策
 大泊ニ於ケル地磁氣觀測事務囑託ヲ解ク（昭和十六年十一月十九日）

第一遣支艦隊ニ於ケル武道教師囑託ヲ解ク（昭和十六年十一月十九日）
 秋根 昌美
 嚴野 可明

横須賀鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス（昭和十六年十一月十九日）
 色川 康夫
 宮田 壽雄

（各通）

横須賀鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス
 石 黒 基
 染川 英彦

（各通）

吳鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス
 香川 高喜
 川村 吉信

（各通）

佐世保鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（以上昭和十六年十一月十九日）

軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

伊藤 淺次郎

但シ報酬年額千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十六年同)

大田川 觀二

第三南遣艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

東 信隆

第三南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上二カ同)

木村 晃

千貳拾圓

千貳拾圓

(各通) 千貳拾圓

千貳拾圓

九百六拾圓

千百參拾圓

第十一海軍航空廠發動機部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官

待遇トス

千貳拾圓

(各通) 千貳拾圓

九百六拾圓

第十一海軍航空廠兵器部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

千貳拾圓

(各通) 千貳拾圓

九百六拾圓

第十一海軍航空廠飛行機部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上二カ同)

千貳拾圓

軍令部ニ於ケル調査事務囑託ヲ解シ

遞信技師

遞信局技師

同

同

同

榊 博

卯木 文作

西原 英男

鈴木 敏夫

田和 勉

松島 正浩

小坂 賢二

伊形 三男

石井 淺八

櫻井 喜三郎

長田 太一郎

天野 次郎

杉山 榮一

0513

同	神尾 健夫	海軍豫備少尉	宮崎 裕之助
同	吉田 浩哉	海軍艦政本部ニ於ケル業務ヲ囑託シ報酬年額百圓ヲ贈與ス	
同	荻原 博	海軍豫備少佐	武谷 七郎
朝鮮總督府通信技師	津田 常男	大阪在勤海軍武官府ニ於ケル業務ヲ囑託ス	
臺灣總督府交通局技師	大畠 雄次	海軍豫備大尉	坪川 五郎
海軍艦政本部ニ於ケル事務ヲ囑託シ報酬年額百五拾圓ヲ贈與ス		大阪警備府ニ於ケル事務ヲ囑託ス	
海軍豫備少佐	山耕 儀市	釜山在勤海軍武官府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス	今田 進
同	堀内 信夫	清津在勤海軍武官府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス	瀧口 駒生
海軍豫備大尉	井上 拾吉	鎮海警備府ニ於ケル業務ヲ囑託ス	小林 義男
同	廣岡 清	海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス	中川 善二郎
同	山下 博明	(各通)	原口 泰藏
海軍豫備中尉	増田 宗一	海軍省事務囑託ヲ解ク	
同	矢原 森太郎		
同	横須賀鎮守府ニ於ケル水先業務ヲ囑託ス(以上二部同)		
東京帝國大學助教	星野 昌一		
海軍施設本部ニ於ケル研究業務ヲ囑託ス			
厚生科學研究所助教	吉川 春壽		
海軍航空技術廠醫務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ報酬年額五百圓ヲ贈與ス			

海軍公報(部内限) 第四千一號 昭和十七年一月二十三日

六七

0514

(各通) 遞信書記官 三村 令二郎
遞信技師 佐々木 卓夫

海軍省事務囑託ヲ解ク

杉野 茂

海軍ニ於ケル造船業務囑託ヲ解ク(以上三訂同)

軍令部出仕海軍教授 伊藤 庸雄

臨時歐州戰爭軍事調査部勤務ヲ命ス(臨時海軍司令部)

軍令部部員海軍中佐 川 瀬 薫

第三部第六課勤務ヲ命ス

軍令部出仕海軍中佐 芳根 廣雄

特務班勤務ヲ命ス

軍令部出仕海軍機關大佐 松永 三郎

第二部勤務ヲ命ス

軍令部出仕海軍機關中佐 渡部 正春

臨時歐州戰爭軍事調査部勤務ヲ命ス(以上三訂同)

軍令部出仕海軍軍醫少佐 栗林 謙

臨時戰史部勤務ヲ命ス

海軍主計少尉候補生 志鶴 一衛

(各通)

同 藤井 保
同 桃澤 力
同 特務班長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ(以上三訂同)

軍令部部員海軍中佐 吉井 道敬
第三部第八課勤務ヲ命ス(三訂同)

軍令部附海軍編修 井桁 貞敏

(各通)

同 齊藤 榮治
同 田中 敬次郎

特務班勤務ヲ命ス

同 鯨島 龍男

第三部第七課勤務ヲ命ス(以上三訂同)

海軍兵曹長 松野 芳雄

(各通)

同 森田 榮吉

通信部第十課勤務ヲ命ス(臨時大本營海軍部)

海軍中佐 川 瀬 薫

參謀部第三部第六課兼報道部第一課勤務ヲ命ス

同 芳根 廣雄

通信部第十一課勤務ヲ命ス

海軍兵曹長 小熊 值

通信部第十課勤務ヲ命ス(以上三訂同)

海軍少佐 稻見 高男

參謀部第三部第八課勤務ヲ命ス
海軍大尉 佐竹 太右門
同 特務班班員ヲ命ス(以上三訂同)

0515

(各通)
海軍中佐 吉井道教
海軍大尉 吉田俊雄
參謀部第三部第八課勤務ヲ命ス(以上^{五カ}同)

○ 雜 款

○將旗移揚
第五根據地隊司令官ハ一月二十日將旗ヲ陸上司令部ニ
移揚セリ

○事務所撤去
第五艦隊司令部事務所ヲ一月二十日撤去セリ

0516

海軍公報(部内限)第四千二號

昭和十七年一月二十四日(土)
海軍大臣官房

○令 達

官房機密第九四五號

昭和十五年官房機密第一三七九號ノ三中「支那(北支方面及厦門地方ヲ除ク)」ノ下ニ「香港」ヲ加ヘ第一號ヲ左ノ通改ム

一 支那(北支方面及厦門地方ヲ除ク、以下同シ)及香港ニ在ル艦船部隊等ニ於ケル經費支拂ハ特命ニ依ルモノヲ除キ凡テ軍用手票ヲ使用スルモノトス但シ一時支那及香港ニ在ル艦船及常時支那及香港以外ノ地ト往復スル艦船ニ在リテハ其ノ艦船内ニ於ケル經費支拂ニ限リ軍用手票ヲ使用セザルコトヲ得
昭和十七年一月二十三日

海軍大臣

(参照) 昭和十五年官房機密第一三七九號ノ三八支那及佛領印度支那ニ於ケル軍用手票使用ニ關スル件ナリ(昭和十五年十月二日海軍公報(部内限))

海軍公報(部内限)第四千二號 昭和十七年一月二十四日

○通 牒

軍務一機密第四六號

昭和十七年一月二十三日

海軍省軍務局長

各廳長殿

海軍艦船航空機ノ寫真撮影取締ニ關スル件通牒

昭和十年八月二十九日軍務一機密第二二九號別表航空機ノ項ヲ左記ノ通改メラレ候

記

- 一 計畫、試製及實驗中ノ航空機ノ寫真撮影ハ嚴禁シ且發表セズ
- 二 九八式水上偵察機及零式(含ム)以後ノ制式機ノ寫真ハ特ニ許可セルモノノ外撮影セシメズ寫真發表ハ特ニ許可セラレタルモノニ限ル

七一

0517

航空機

- 三 零式(含マズ)以前ノ制式機(九八式水上偵察機ヲ除ク)ハ搭載兵器ノ性能ヲ察知セラルル如キモノヲ除キ差支ナシ但シ正横、正首、正尾ヨリノ全體寫真ハ成ルベク避クルモノトス
- 四 最大角度附近ノ急降下状態及ビ魚雷發射狀況ノ撮影ハ嚴禁シ且發表セズ
- 五 毀損狀況ノ寫真ハ特ニ許可セルモノ以外ハ發表セズ

(内令提要卷一、八六九乃至八七二頁參照)

經豫機密第三號ノ一六

昭和十七年一月二十三日

海軍省 經理局長

關係各支出官、資金前渡官吏殿

軍用手票使用ニ關スル件通牒

昭和十五年經豫機密第三號ノ一四第三號中「支那(北支方面及厦門地方ヲ除ク、以下同ジ)ノ下ニ」、「香港」ヲ、別紙支那事變派遣部隊經費支辨軍用手票取扱手續第一條中「支那(北支方面ヲ除ク)ノ下ニ」、「香

港」ヲ加フ

(參照) 昭和十五年經豫機密第三號ノ一四ハ支那及佛領印度支那ニ於ケル軍票使用ノ件ナリ(昭和十五年十月二日海軍公報(部内限))

○ 辭令

第二課勤務ヲ命ス(海軍主計中佐 田中東洋男)

○ 雜款

○ 試驗問題發送

第七十二期普通科經理術(練習生採用試驗問題) 第四十四期普通科衣糧術

(試驗施行期日) 三月五日(木) 六日(金)

右一月十九日左記ノ通發送濟

記

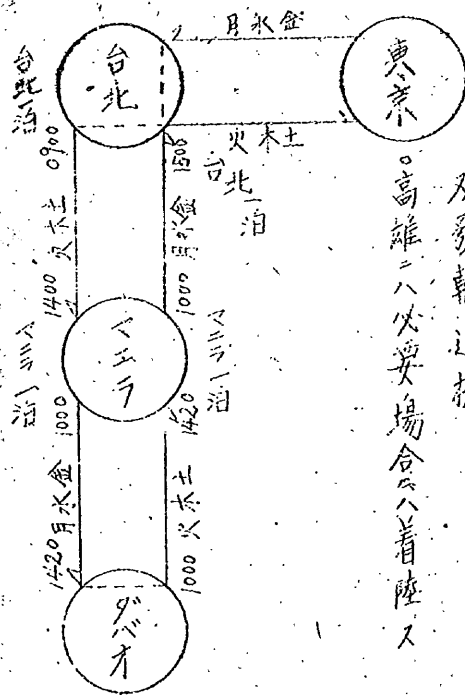
- 一 聯合試驗參加不可能ト認メラルル所轄ヘハ直送
- 二 聯合試驗用ノモノハ各海軍人事部長及各警備府副官宛送付
- 三 行動變更其ノ他ノ都合ニ依リ臨時心要ノ分トシテ若干部數各海軍人事部長、各警備府副官及上海海軍特別陸戰隊副官宛送付シ置ケリ

未著若ハ臨時必要ヲ生ジタル向ハ最寄ノ右諸官ヨリ

第三南遣艦隊誌第一。四號別紙 (昭和十七年三月二十四日公報部内限)

菲島艦隊定期航空便豫定表

○昭和十七年一月十八日ヨリ實施豫定
 ○就航路↓D.C.3型機若ハ三菱
 双發輸送機



月日曜	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
曜	日	月	火	水	木	金	土	日
飛地								
台北		↑	↓	↑	↓	↑	↓	
(高雄)		1500	0900	1500	0900	1500	0900	
マニラ		↓	↑	↓	↑	↓	↑	
		1000	1400	1000	1400	1000	1400	
セブ								
		1400	1000	1400	1000	1400	1000	

0519

受領スルカ又ハ直接本校ニ請求相成度

(海軍經理學校)

○香港へ出張者ニ關スル件照會

爾今香港へノ出張者ニ對スル宿泊其ノ他ノ便宜ハ在香港南支海軍特務部ニ於テ取計フベキニ付所要ノ向ハ同部へ照會相成ト共ニ寫各一通第二遣支艦隊司令部及香港方面特別根據地隊宛送付相成度

(第二遣支艦隊副官)

○艦名誤記ニ關スル件照會

客年十二月二十二日軍艦劍埼ハ軍艦祥鳳ト改名セラレタル處新艦名ヲ翔鳳或ハ鳳翔ト誤記スル向有之爲ニ本艦宛郵便物ハ他ニ誤送セラレ又ハ延着、未着等事務遂行上支障多キニ付發送ニ當リテハ特ニ注意相成度

(軍艦祥鳳)

○事務所設置

敷設艇石崎艦裝具事務所ヲ一月二十二日三菱重工業株式會社横濱船渠内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○集會所設立

昭和十六年十二月二十八日大島根據地隊司令部廳舍内ニ水交社員集會所ヲ設立シ大島集會所ト稱ス

海軍大佐正五位勳三等吉見勇助外十二名昭和十六年十二月二十二日作戦行動中殉職、同十七年一月十七日合同海軍葬儀ヲ大湊集會所ニ於テ佛式ニ依リ執行セリ

0520

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千三號

昭和十七年一月二十六日(月)
海軍大臣官房

○令 達

官房機密第一〇八三號

當分ノ間會計規則第四百十六條第一項ノ規定ニ依リ計
算書ヲ調製スベキ官吏ハ其ノ會計ノ監督ノ所掌區分ニ
從ヒ海軍省經理局長又ハ海軍經理部長(特設海軍經理
部長ヲ含ム)ヲシテ之ヲ指定セシム
前項ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ之ヲ報告スベ
シ

昭和十七年一月二十六日

海 軍 大 臣

官房機密第一〇八四號

艦船造修規則、兵器造修規則及昭和十六年官房機密第
九一二七號(艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公
試一部省略實施要領)ニ規定スル諸公試中戰時建造所
附近ノ海面ニ於テ施行困難ナルモノニ限リ同型第二艦
以降(特令スルモノヲ除ク)ニ在リテハ左ノ區分ニ依
リ施行スルコトヲ得

昭和十七年一月二十六日

海 軍 大 臣

艦船公試ノ部

一 運轉公試

(イ) 豫行運轉

安全海面(敵ニ對スル願慮比較的少シト認ムル海
面)ニ於テ適宜施行ス

(ロ) 標柱間公試

省略ス

(ハ) 續航公試

基準速力ニ對スル公試ハ之ヲ省略シ其ノ他ノ公試

ハ適當ナル海面ヲ選ビ施行ス

(ニ) 後進力公試

後進發令時ノ前進速力ヲ適宜トス

(ホ) 終末運轉公試

安全海面ニ於テ使用シ得ル最大速力ヲ以テ施行ス

二 惰力公試

海軍公報(部内限) 第四千三號

昭和十七年一月二十六日

七五

0521

省略ス

三 操舵公試

公試ヲ省略シ適宜ノ速力ニ於テ操舵公試ニ準ジ操舵關係裝置ノ作動試験ヲ施行ス

四 投揚錨公試

公試ヲ省略シ適宜ノ水深ニ於テ投揚錨公試ニ準ジ投揚錨關係裝置ノ作動試験ヲ施行ス

五 潜航公試

(イ) 普通潜航公試

潜航中主電動機全力ハ適宜施行ス

(ロ) 深深度潜航公試

安全海面ニ於テ成ルベク規定深度ニ近キ深度ニ於テ施行ス此ノ場合ニハ引渡後艦長ハ規定ニ準ジ深深度潜航試験ヲ施行ス

兵裝公試ノ部

一 砲類兵裝公試

(イ) 方位盤發射ニ對スル彈著觀測ハ之ヲ省略スルコトヲ得

(ロ) (イ)ニ依ルモ尙裝備發射及方位盤發射ノ施行困難ナル場合ニ於テハ機能試験ノミヲ施行シ發射試験ハ左表ニ依ル

考 備	機 銃	口徑十五 糶五以上 ノ砲		口徑十五 糶五未滿 ノ砲		砲 種	裝 備 發 射	方 位 盤 發 射
		引渡後艦長ハ規定ニ準ジ發射試験ヲ行フ	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	各一發ノ發射試験ヲ行フ	裝藥及半強裝藥ノ發射ヲ兼ネシム但シ彈著觀測ヲ行ハザルコトヲ得			
一 半強裝藥發射ニ對スル俯仰角度ヲ仰角十五度以下トス		引渡後艦長ハ規定ニ準ジ發射試験ヲ行フ	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	裝藥及半強裝藥ノ發射ヲ兼ネシム但シ彈著觀測ヲ行ハザルコトヲ得	上欄記載ノ發射ニ際シ方位盤射擊裝置類ヲ使用シ裝備發射ヲ施行シ方位盤發射ヲ兼ネシム但シ彈著觀測ヲ行ハザルコトヲ得			
二 旋回角度ハ正横ヨリ測リ四十度以内トス		引渡後艦長ハ規定ニ準ジ發射試験ヲ行フ	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	裝藥及半強裝藥ノ發射ヲ兼ネシム但シ彈著觀測ヲ行ハザルコトヲ得	上欄記載ノ發射ニ際シ方位盤射擊裝置類ヲ使用シ裝備發射ヲ施行シ方位盤發射ヲ兼ネシム但シ彈著觀測ヲ行ハザルコトヲ得			

二 其ノ他ノ兵裝公試
安全海面ニ於テ施行シ得ル範圍内ニ於テ規定ニ準ジ

0522

機能試験、發射試験及作動試験ヲ施行ス
 航走中施行スベキ規定ニシテ碇泊中ノ試験ヲ以テ代
 ヘ得ルト認めラルルモノニ在リテハ碇泊中施行スル
 コトヲ得但シ航空兵裝公試ニ在リテハ適當ナル海面
 ヲ選ビ規定通施行ス

附則

- 一 本要領ニ依リ施行セル諸公試ノ種類ハ各艦毎ニ取
 纏メ成ルベク速ニ報告スルモノトス
- 二 艦長ハ本要領ニ依リ引渡後施行スベキ試験ヲ施行
 シタル場合ニハ成ルベク速ニ異狀ノ有無ヲ海軍艦政
 本部長ニ通報スベシ

官房機密第一〇八五號

昭和十六年官房機密第九一二七號艦船造修規則及兵器
 造修規則ニ依ル諸公試中一部省略實施要領中左ノ通改
 正ス

昭和十七年二月二十六日

海軍大臣

艦船造修規則ノ部

第一號表艦種欄中「同型第二艦以降艦艇、特務艦艇
 (潜水艦ヲ除ク)」ノ下ニ「但シ此ノ場合ニ於テ排水量

ガ公試排水量ニ對シ減百分ノ五以上トナルモノニ在リ
 テハ終末運轉ニ對シ艦尾吃水ヲ成ルベク計畫吃水ニ近
 カラシムル様適當ノ方法ニ依リ調整スルモノトス」ヲ
 加フ

第二號運轉公試(イ)第二項ヲ左ノ如ク改ム

同表記事欄ニ左ノ如ク加フルモノトス

- (一) 計畫公試全力二十節以下ノ艦艇、特務艦艇ノ同
 型第二艦以降ニ在リテハ公試全力十分ノ八以上ノ
 場合モ出渠後四週間以内トスルコトヲ得
- (二) 潜水艦同型第二艦以降ニ在リテハ出渠後四週間
 以内トスルコトヲ得

第二號運轉公試(ハ)中「同表水中ノ部「四時間放電
 率」ヲ「同表水中ノ部「主電動機全力」、「四時間放電
 率」ニ改ム

第二號運轉公試(ニ)「(二)」ヲ「(三)」ニ改メ「(二)トシテ左
 ノ如ク加フ

(二) 第百十五條甲法(ロ)表中特殊公試全力、公試
 全力及最大充電航走ノ續航時間ヲ各一時間トス

第九號潛航公試「(ロ)」ヲ「(ハ)」ニ改メ「(ロ)トシテ左ノ如
 ク加フ

(ロ) 第四百十三條第二項中「第三號ハ標柱間公試

(潜航)中ニテヲ削ル

兵器造修規則ノ部

第一號砲煩兵裝公試イヲ左ノ如ク改ム

(イ) 裝備發射

(一) 第六十八條甲備砲第四號方位發射ハ之ヲ施行セズ

(二) 第六十八條乙機銃同型第二號艦以降ニ在リテハ發射彈數等左表ニ依ル

機銃ノ種類	發射彈數
口徑二十耗以上ノ機銃	各銃 二五發
口徑二十耗未滿十二耗以上ノ機銃	各銃 四〇發
口徑十二耗未滿ノ機銃	各銃 六〇發

第一號砲煩兵裝公試ニ左ノ如ク加フ

(ハ) 同型第二艦以降(口徑十五類五以上ノ備砲ヲ除ク)ニ在リテハ備砲ノ裝備發射及方位盤發射ヲ左

ノ通トス

(一) 使用彈藥

裝備發射ト方位盤發射ト同時ニ施行スルモノトシテ門ニ付弱裝藥、常裝藥、強裝藥各一發トス

(二) 發射法

方位盤射擊裝置類ヲ有スルモノニ在リテハ之ヲ使用シ適宜ノ速力ニ於テ緩徐ナル保續照準ニ依ル一齊打方トス

(三) 旋回俯仰角度

旋回角度ハ正横ヨリ測リ四十度以内但シ最大旋回角度ヨリ測リ十五度以上トス
俯仰角度ハ強裝藥ニ在リテハ仰角十五度以下、常裝藥、弱裝藥ニ在リテハ適宜トス

(四) 彈着觀測ハ行フヲ建前トス

第二號ヲ第三號トシ以下順次繰下グ第二號トシテ左ノ如ク加フ

二 光學兵裝公試

0524

第七十四條第三號實用試驗中人力昇降試驗ハ之ヲ施行セズ

第七號航海兵裝公試中(イ)ヲ左ノ如ク改ム

(イ) 羅針儀公試

(一) 第九十六條甲磁氣羅針儀第一號視界測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

(二) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定中「磁氣羅針儀ヲ主用スル艦船ニ在リテハ砲煩公試終了後本測定ヲ行フヲ例トス」ヲ「本測定ハ艦船航行中又ハ碇泊中施行スルモノトス但シ磁氣羅針儀ヲ主用スル艦船ニ在リテハ砲煩公試終了後行フヲ例トス」トス

(三) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定(イ)ハ同型第二艦以降ニ在リテハ原基及主トシテ使用スル操舵用羅針儀ニ就キ修正後ニ於ケル自差略係數及平均指北力ノミヲ測定スルモノトス

(四) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定(ロ)中「反映羅針儀ニ就キ(イ)ノ檢測ヲ行フノ外左ノ事項ヲ檢ス」ヲ「反映羅針儀ニ就キ修正具ヲ裝著セザル場合及修正後ニ於ケル自差、略係數及平均指北力ヲ測定シ且其ノ映像ノ狀況ヲ檢

スルノ外左ノ事項ヲ檢ス但シ同型第二艦以降ニ在リテハ修正具ヲ裝著セザル場合ヲ除ク」トス

(五) 第九十六條甲磁氣羅針儀ニ關スルモノハ潜水艦ニ在リテハ兵裝試驗トス

(六) 第九十六條乙轉輪羅針儀第一號視界測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

(七) 第九十六條乙轉輪羅針儀第二號運轉試驗(イ)中「主羅針儀靜定後二十四時間」ヲ「主羅針儀回轉靜定後十二時間」ニ、「約十二時間」ヲ「約六時間」トス

(八) 第九十六條乙轉輪羅針儀第四號誤差試驗(イ)直進中ノ誤差試驗及同號(ロ)加速度誤差中

(一)ノ試驗ハ之ヲ施行セズ

(ホ) 山川燈公試

(一) 第一百條ノ二 山川燈公試ハ兵裝試驗トシテ之ヲ施行ス

(二) 第一百條ノ二 第一號送信角測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

第八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
九 航空兵裝公試

(イ) 射出機公試

第十七條第二號射出試驗ノ表中備考第二號ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

(ロ) 飛行機著艦裝置公試

(一) 第十九條第一號制動裝置試驗(ロ)實用試驗中(二)著艦試驗ハ同型第二艦以降ニ在リテハ「搭載飛行機中重量最大ナル機種ヲ以テ成ルベク常用著艦區域ノ各制動索ニ對シ、同以上拘掣制動セシム」トス

(二) 第十九條第三號著艦用燈火試驗ハ同型第二艦以降ニ在リテハ(イ)中「連續二時間」

ヲ「適宜ノ時間」トシ(ロ)及(ハ)ハ之ヲ施行セズ

(ハ) 水上飛行機收容裝置公試

第二十一條水上飛行機收容裝置公試ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

○ 通 牒

兵備勞第一七二號

昭和十七年一月二十四日

關係各廳長殿

海軍省 兵備局長

新設廳ノ要召集延期者員數調査ノ件照會

客年官房機密第五七九號(昭和十六年六月二十六日海軍公報(部内限)參照)ニ依ル昭和十七年度召集延期者ノ配當無キ廳ハ別表様式ニヨリ調査ノ上來二月十五日迄ニ到達スル様通報相成度
(別表添)

○ 辭 令

海軍總政本部造船造兵監督長海軍少將

小野 庵

東京監理長ヲ命ス

東京監查長ヲ命ス(三訂海軍省)

大阪海軍經理部第一課長兼海軍總政本部造船造兵監督會計官海軍航空本部造船兵監督會計官海軍主計大佐

山崎 忠彦

大阪監理官ヲ命ス

大阪監查官ヲ命ス

吳海軍工廠電氣部部員兼總務部部員電氣實驗部部員會計部部員海軍主計少佐

降幡 倉雄

廣島監查官ヲ命ス(以上三訂同)

0526

海軍主計兵曹長 永井 滿治
 第十六航空隊派遣隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(二)支用官
 海軍省經理局長)

海軍主計中尉 西瀬戸 孝範
 高雄航空隊殘留部隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(命同)

海軍主計中尉 高橋 幹夫
 千歳海軍航空隊派遣隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計兵曹長 高橋 萬
 右同分任出納官吏ヲ免ス(以上三命同)

海軍主計大佐 上野 政雄
 第十一特別工作部ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(二命同)

○ 雜 款

○郵便物發送先
 自今左ニ依リ發送相成度

一月二十五日迄ニ到達見込ノモノハ
 佐世保海軍軍需部氣付

其ノ後ハ

(第百一海軍軍需部)
 佐世保郵便局氣付

○書類送達ニ關スル件
 南支海軍特務部ハ昭和十六年十二月二十六日香港ニ進出業務ヲ開始シアリ從來廣東宛書類送達セラレアリタルモ自今臺北海軍武官氣付香港宛直送ノコトニ取計ヲ得度
 尙廣東ニハ駐在海軍武官アリ書類ハ右ト別ニ臺北海軍武官氣付廣東直送ノコトニ取計相成度
 (南支海軍特務部)

○試験問題發送

第十六期高等科 航空兵器術練習生採用試験問題
 第十九期普通科

右一月九日左記ノ通發送濟、未着又ハ別ニ必要ノ向ハ最寄海軍人事部、警備府又ハ當隊ニ至急通知相成度

記

一、單獨試験施行豫定ノ所轄ハ直送

二、聯合試験用ノ分ハ各海軍人事部長及警備府參謀長宛送付(聯合試験參加豫定ノ艦船ニシテ豫定變更ノ爲聯合試験不參加ノ向ニ對スル分トシテ若干ノ餘裕ヲ含ム)
 (横須海軍航空隊)

○事務所設置

0528

第二號掃海特務艇裝員事務所ヲ昭和十六年十二月二十三日大阪鐵工所櫻島工場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ
驅逐艦風雲裝員事務所ヲ一月二十一日神奈川縣三浦郡浦賀町谷戸六地番浦賀船渠株式會社浦賀工場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

第百二海軍經理部事務所ヲ一月二十五日海軍省第一分室内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

電話省内 (八八三番) (七九三番)

○移轉
第百一海軍軍需部事務所ヲ一月二十日佐世保海軍軍需部内ニ移轉セリ

○取消
昭和十六年十二月十日號外中福永稔ノ辭令文取消ス

○正誤
昭和十六年十二月二十九日號外一頁下段七行目「和雄」ハ「和夫」ノ、同二頁上段十一行目「同」ハ「海軍造兵少尉候補生」ノ執モ誤
同六頁上段十一行目山本正治ノ上ニ「海軍技術研究所附ヲ命ス」ヲ脱ス
同七頁三行目高吉正武ヲ削ル

一月七日令達欄中官房機密第一〇八二一號ノ二「昭和十七年十二月二十五日」ハ「昭和十六年十二月二十五日」ノ誤

0529